

2. 総則関係 (全体に関する考え方)

障害者基本法の改正について、次のことを政府に求めます。

1) 目的 (目指すこと)

障害があってもなくても、個性を大切にできる社会を目指します。

2) 障害の定義 (障害とは何か)

社会モデル (障害のある人が暮らしにくい思いをするのは社会に問題があるという考え方) に基づいて、障害を説明します。

3) 基本理念 (基本的な考え方)

障害のある人は障害のない人と同じ人権を持っていて、大切な人間として認められます。そして、人間らしく暮らす権利があります。

障害のある人は、障害のない人と同じように、地域で暮らす権利があります。そのことは、障害者の権利条約にも書かれています。

支援が必要な場合は支援を受けながら、自分で決めて、社会のいろいろな活動に参加する権利があります。

声を使わないことばである手話や、点字、指字、触手話、要約筆記、わかりやすいことばなどは必要なコミュニケーションの方法です。これらを使って気持ちや意見を自由に言う権利があります。

4) 差別の禁止 (差別を禁止する)

障害を理由とする差別に関する法律や制度を見直します。

どうすることが差別なのか、またどうすれば差別をなくせるかについて情報を集め、誰でも知ることができるようにします。

5) 障害のある女性

障害があることと、女性であることの両方で暮らしにくい思いをしている障害のある女性のことを考え、障害のある女性の権利を守ります。